家賃や生活費のための資金が借りられます！

児童養護施設退所者等自立支援資金

貸付事業　平成30年度募集案内

社会福祉法人　七戸美光園

１．貸付制度の目的

この制度は、進学や就職により児童養護施設等を退所した方等が、安定した生活基盤を築けるよう家賃相当額や生活費の貸付を行い円滑な自立を支援することを目的にしています。

２．貸付の対象者、貸付金額、貸付期間

　（１）生活支援費≪進学した方（以下「進学者」）のみ対象で７名程度≫

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

①学校教育法に定められた大学等に在学する方。

②大学等への進学を機に青森県内の児童養護施設等を退所した方、又は里親等の委

　　　　　　　　　　　　（注）別添の「Q＆A」を参照してください。

託を解除された方。

③保護者等からの経済的な支援が見込まれない方。

貸付金額：月額 5 万円

貸付期間：平成30年度末まで（「９．その他」参照）

（２）家賃支援費≪進学者は７名程度、就職した方（以下「就職者」）は12名程度≫

①進学者 次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

 １）大学等に在学する方。

２）大学等への進学を機に青森県内の児童養護施設等を退所した方、又は里親等

　　　　　　　　　　　　　　　（注）

の委託を解除された方。

②就職者　次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

１）就職を機に青森県内の児童養護施設等を退所、又は里親等への委託が解除され

　　　　　　　　（注）

た方。

２）　雇用保険の適用基準である「１週間の所定労働時間が20時間」以上である方。

③進学者・就職者共通 　保護者等からの経済的な支援が見込まれない方。

貸付金額：家賃貸付として１か月あたりの家賃相当額（管理費および共益費を含む）

（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額。）

貸付期間：平成30年度末まで（「９．その他」参照）

３．貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期限を過ぎた場合は年５％の延滞利子を徴収します。

４．貸付金の交付

原則として年に４回、３ヶ月分毎の分割交付とします。ただし、理事長が必要があると認めるときは、毎月その月額に相当する額を交付することができるものとします。

５．連帯保証人

連帯保証人は原則として１名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

６．返還の免除

貸付を受けた方が以下の要件を満たした場合には、貸付金の返還が免除されます。

（１）進学者・・・大学等を卒業した日から１年以内に就職し、かつ、５年間引き続き就業を継続したとき

（２）就職者・・・就職した日から５年間引き続き就業を継続したとき

７．申請の手続き方法

自立支援資金の貸付を希望する方は、児童養護施設等または児童相談所等を経由して、「申請先・問い合わせ先」に平成30年４月2０日（必着）までに申請してください。

（１）２つの支援費共通

①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請書（別記様式第１号）

②住民票謄本（世帯全員のもの）

③親権者等の同意書（別記様式第２号）

* 得られない場合は、４）の意見書を添付

④児童養護施設等の施設長（里親等委託の場合は児童相談所長）の意見書（別記様式第３号または別記様式第４号）

⑤連帯保証人の収入を証明する書類（所得課税証明書等）

⑥児童養護施設退所者等自立支援資金個人情報取扱同意書（別記様式第５号）

⑦返信用封筒（角２サイズで140円切手を添付。申請結果通知先住所を記入のこと）

（２）生活支援費

①大学等に在学していることを証する書類（任意様式。在学証明書等）

②在学している大学等で発行する学生証の写し

③保護者等からの経済的な支援が見込まれないことについての児童相談所長の意見書（別記様式第４号）　　※　上記（１）④の添付がない場合のみ

④児童養護施設等を退所したことまたは里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し）

（３）家賃支援費

①進学者・就職者共通

１）保護者等からの経済的な支援が見込まれないことについての児童相談所長の意見書（別記様式第４号）　　※　上記（１）④の添付がない場合のみ

２）児童養護施設等を退所したこと又は里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し）

３）１か月当たりの家賃相当額及び延床面積を証する書類（賃貸契約書等）の写し

②進学者

１）大学等に在学していることを証する書類（任意様式。在学証明書等）。

２）在学している大学等で発行する学生証の写し。ただし、1）に在籍期間が記載されている場合は省略可。

③就職者

１）在職証明書（別記様式第６号。勤務形態・勤務時間等が分かるものであれば任意様式でも可）

２）家賃支援費所要額調書（別記様式第７号。家賃等から住宅手当等を除いた額が分かる書類）

８．審査及び結果

申請書類を審査し、貸付の承認または不承認について申請者あてに通知します。貸付が承認された方には借用書等を提出していただきます。

９．その他

　この貸付事業は、平成30年2月現在において、平成30年度までの限定的事業となっています（募集対象者は、29年度までに施設等を退所した方、又は里親等の委託を解除された方）。貸付期間に留意ください。

10．申請先・問い合わせ先

〒０３９－２５２６　　上北郡七戸町字上町野８２番地1

社会福祉法人　七戸美光園　本部内

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付担当　甲斐

℡　０１７６－６２－３０７８

※申請書、添付書類、その他指定様式は、社会福祉法人七戸美光園のホームページ（<http://shichibi.com>）からダウンロードで きます。